

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社と称し、英文では Japan Best Rescue System Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 生活トラブル解決サービス業
2. 家事代行業
3. 介護サービス事業
4. 電話受信発信事務代行
5. 情報管理・処理サービス業務及び情報提供サービス
6. 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
7. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
8. 建設業
9. セキュリティー機器の設計、施工、販売及びレンタル
10. 出版業
11. 建物メンテナンス
12. 住宅設備器具の販売、修理、リース及びメンテナンス
13. 自動車、自動二輪車並びに電気自転車及びそれらの用品の販売、修理、再生加工及びレンタル
14. 上記を除く総合レンタル業及び総合リース業
15. 損害保険代理店業
16. 生命保険の募集に関する業務
17. 保証事業
18. 警備業法に基づく警備業
19. 旅行業法に基づく旅行業
20. 通信販売業務
21. 物品販売
22. コンピューター及び通信ネットワークシステムの保守、管理

- 2 3. 写真・映像撮影
- 2 4. 古物売買及びその受託
- 2 5. 広告代理業
- 2 6. 給排水設備工事の受発注業務
- 2 7. 引越の受託
- 2 8. 害虫、害鳥、害獣駆除
- 2 9. 芳香剤、臭気感知装置等の販売
- 3 0. 庭園整備事業
- 3 1. 家電製品、パソコンの修理
- 3 2. 家電製品、日用品雑貨等のリサイクル販売及び仲介
- 3 3. 盗聴器の発見・回収事業
- 3 4. 経営コンサルタント
- 3 5. ベンチャービジネスへの支援
- 3 6. 人材育成の教育研修事業
- 3 7. 市場調査、信用調査
- 3 8. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業
- 3 9. 電気通信事業
- 4 0. 電力小売事業
- 4 1. 業務請負及び業務受託事業
- 4 2. 各種サービスの取次事業
- 4 3. 各種商品及びサービスの斡旋業
- 4 4. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告の方法により行うものとする。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、96,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他当社の株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令

又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役会長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を

開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

- 第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

- 第43条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

- 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。